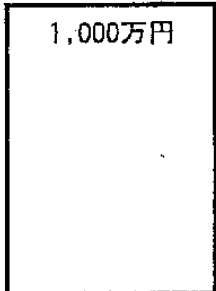
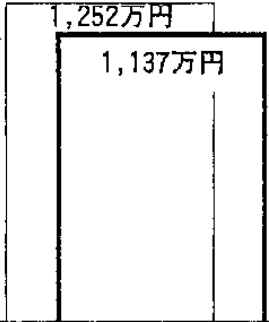
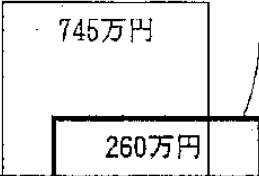
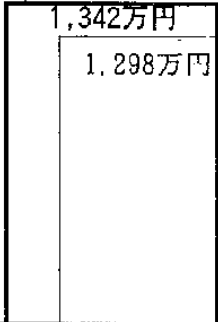


主要国の付加価値税における免税点制度の概要

(2007年1月現在)

日 本	フ ラ ンス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
前々課税期間 の課税売上高  1,000万円	当暦年の 売上高 (実績) 前暦年の 売上高  1,252万円 1,137万円	当暦年の 売上見込額 前暦年の 売上高  745万円 260万円	当月の直前1年間 の課税売上高 当月以後1年間 の課税売上見込額  1,342万円 1,298万円
○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の者は免税事業者。ただし、資本金1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については不適用。 ○ 基準期間の売上高により判定することによって、その課税期間開始前に課税・免税が判明し、適正な転嫁が可能となる。	○ 物品販売・宿泊施設業は年間売上高が前暦年1,137万円かつ、当暦年1,252万円以下と見込まれる者は免税事業者。その他の業種は前暦年402万円かつ、当暦年454万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高が上記の基準額を超えた場合には、超えた月の初日から課税事業者となる。	○ 前暦年の年間売上高が260万円以下で、かつ、当暦年の年間売上高が745万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ 当暦年の年間売上高の見込みは、年初に予想される売上高により判断し、予想に反して限度を超えても遡及的に課税されることはない。	○ 当月の直前1年間の課税売上高が1,342万円以下、または、当月以後の1年間において1,298万円以下と見込まれる者は免税事業者。 ○ ただし、上記にかかわらず今後30日間の課税売上高が1,342万円を超えると見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド＝220円、1ユーロ＝149円（裁定外国為替相場：平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

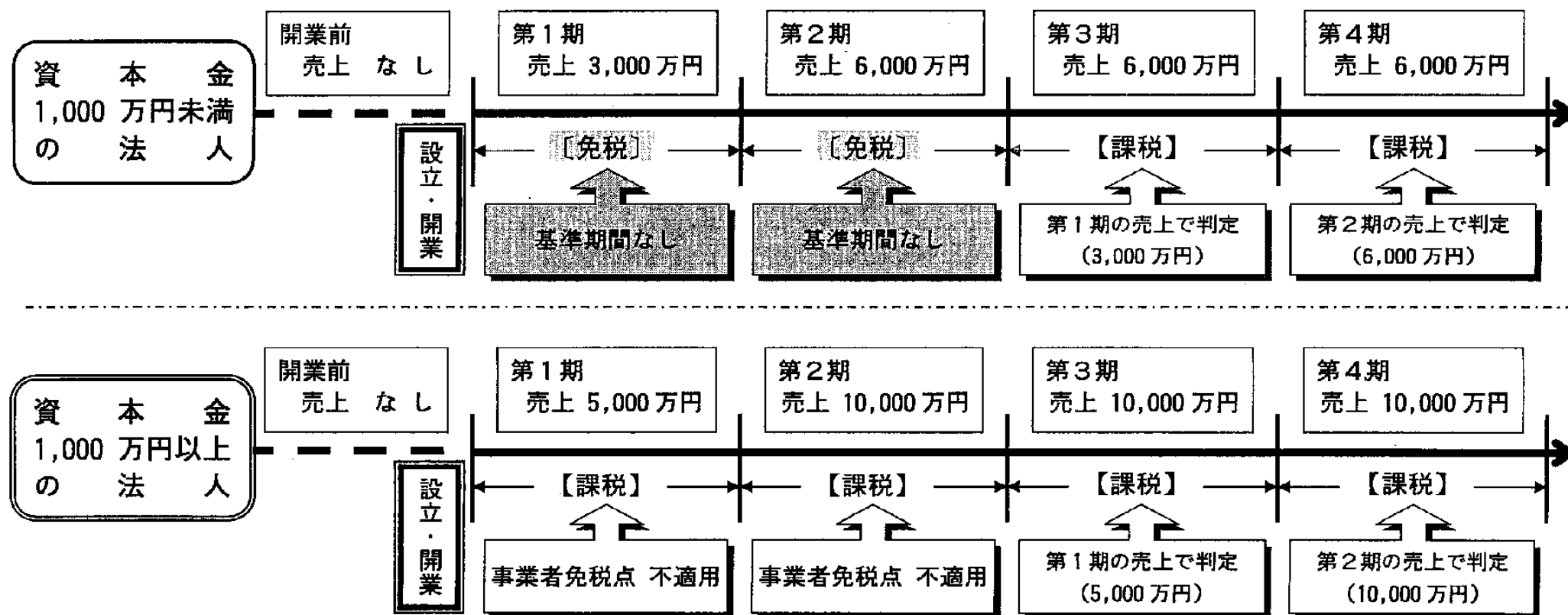
事業者免税点制度の新設法人に対する適用関係

事業者免税点制度

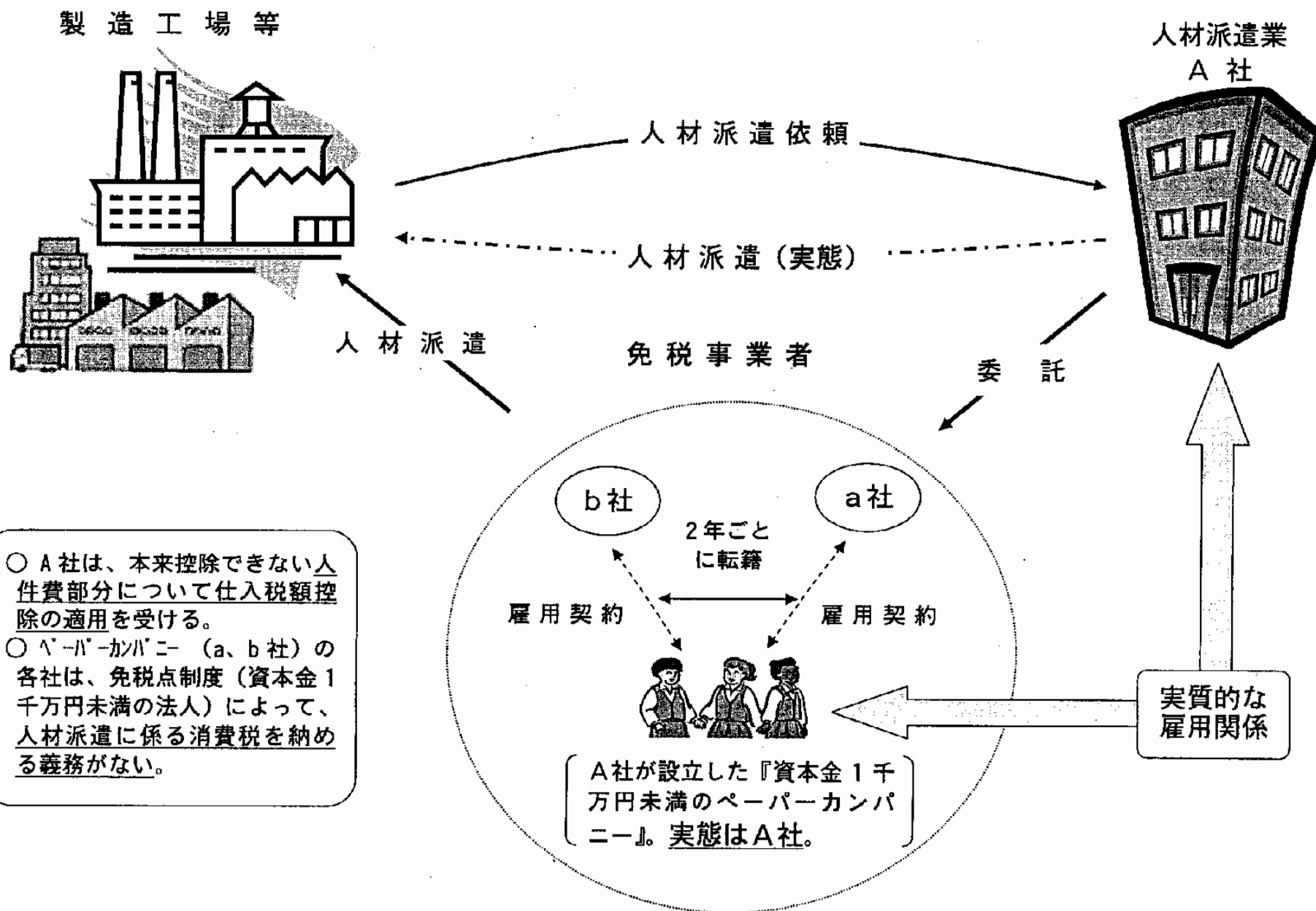
基準期間（前々年〔個人〕又は前々事業年度〔法人〕）の課税売上高が1,000万円以下の事業者については、その課税期間の課税資産の譲渡等について、消費税を納める義務を免除。

※ 新設法人に対する特例

資本金1,000万円以上の新設法人については、設立当初の2年間は、本制度を適用しない。

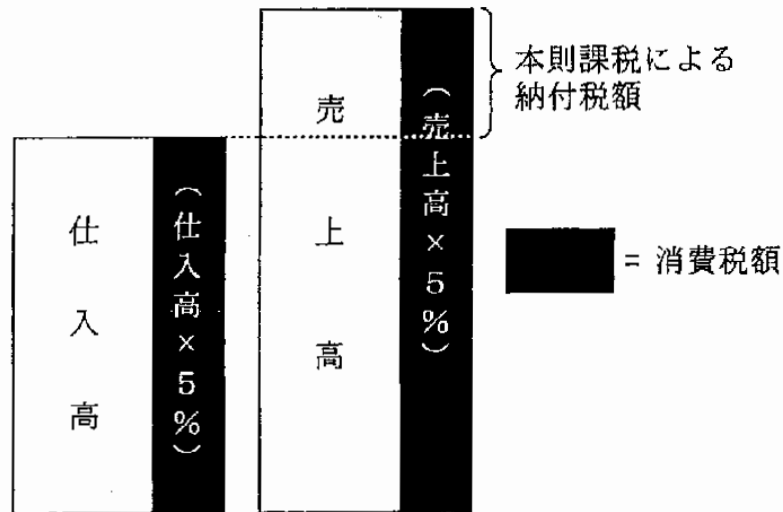


新設法人を利用した消費税逃れの事例

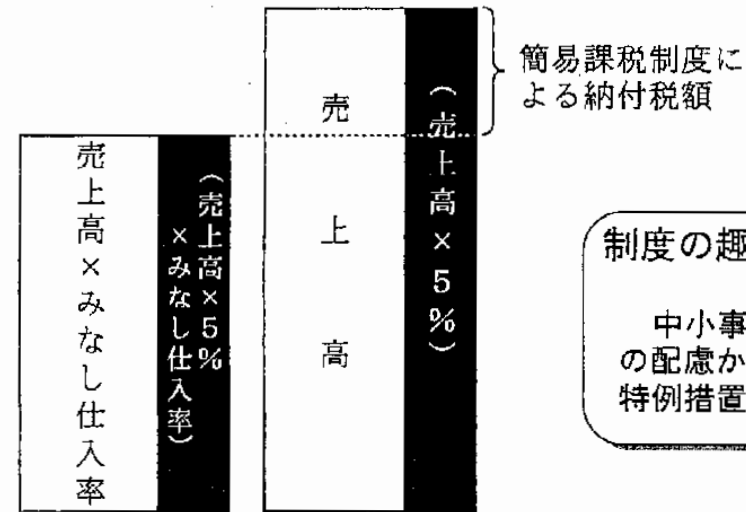


簡易課税制度の概要

本則課税



簡易課税



制度の趣旨

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている特例措置

$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{仕入高} \times 5\%} = \text{納付税額}$$

$$\text{売上高} \times 5\% - \boxed{\text{売上高} \times \text{みなし仕入率} \times 5\%} = \text{納付税額}$$

- 簡易課税制度 = 売上高だけから納付税額を計算する制度
- 適用要件 = 前々年（個人）又は前々事業年度（法人）の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、「簡易課税制度選択届出書」を事前に提出していること
- みなし仕入率 = 事業の種類ごとに、仕入高の売上高に通常占める割合を勘案して定められている。

卸売業	小売業	製造業等	サービス業等	その他事業
90%	80%	70%	50%	60%

(注) サービス業等とは、サービス業、運輸・通信業、不動産業をいう。

主要国の付加価値税における簡易課税制度の概要

(2007年1月現在)

日 本	フ ラ ンス	ド イ ツ	イ ギ リ ス
前々課税期間 の課税売上高 5,000万円	な し	前 暦 年 914万円	一年間の 総売上見込額 4,125万円 一年間の 課税売上見込額 3,300万円
○ その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が5,000万円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。 ○ みなし仕入率は、90%（卸売業）～50%（サービス業）の5区分である。		○ 前暦年の年間売上高が914万円以下の者は平均率による簡易課税（課税売上額に平均率を乗じて仕入税額を計算）を選択することができる。	○ 適用申請時から一年間の課税売上見込額が3,300万円以下、かつ、同一年間の総売上見込額が4,125万円以下の者は平均率による簡易課税（売上総額に平均率を乗じて納付税額を計算）を選択することができる。

（備考）邦貨換算レートは、1ポンド＝220円、1ユーロ＝149円（裁定外国為替相場：平成18年(2006年)6月から11月までの間における実勢相場の平均値）。

消費税の仕入控除税額の計算方法

消費税の仕入税額控除は、課税売上げに対応する課税仕入れ等の税額を控除するもの。
 具体的には、課税売上割合に応じて以下の方法によって仕入控除税額を計算する。

— 課税売上割合の計算 —

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上げ(税抜)}}{\text{課税売上げ(税抜)} + \text{非課税売上げ}}$$

(1) 課税売上割合が95%以上の場合 ⇒ 課税仕入れ等の税額を全額控除（いわゆる「95%ルール」）

(2) 課税売上割合が95%未満の場合 ⇒ 次のいずれかの方式により計算

① 個別対応方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額		
課税売上げにのみ 要するもの	課税・非課税に共通して 要するもの	非課税売上げにのみ 要するもの
控除する消費税額		控除できない消費税額

② 一括比例配分方式

課税期間中の課税仕入れ等の税額	
(課税売上割合で按分)	
控除する消費税額	控除できない消費税額

仕入控除税額の計算方法を悪用した租税回避スキーム

○ 個人がアパート経営を始める場合（課税期間は暦年）

ステップ1

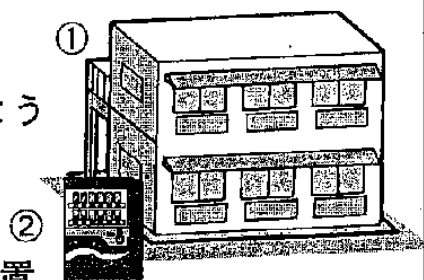
平成X-1年：課税事業者選択届出書を提出

平成X年：

① アパートの建設

平成X年末に引渡しを受けるように建設

(ex) 建築費 2億1千万円(税込)



② アパートの前に自動販売機を設置

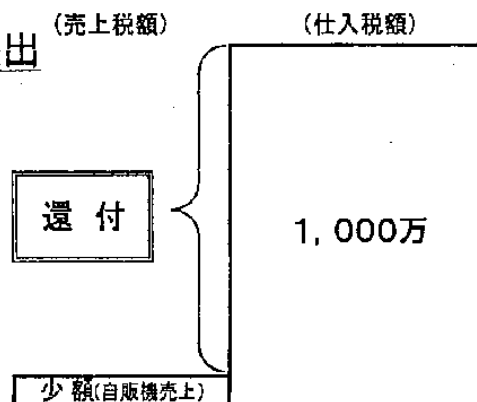
少額の課税売上が発生

③ 還付申告書(X年分)の提出

課税売上：自販機売上

課税売上割合：100%

⇒ アパート建築費は非課税売上（住宅家賃）のための仕入れであるにもかかわらず、95%ルールにより、仕入税額控除され、還付が発生

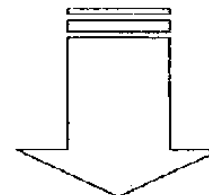


ステップ2

平成X+1年：

① 家賃収入（消費税は非課税）発生

② 課税事業者選択不適用届出書を提出

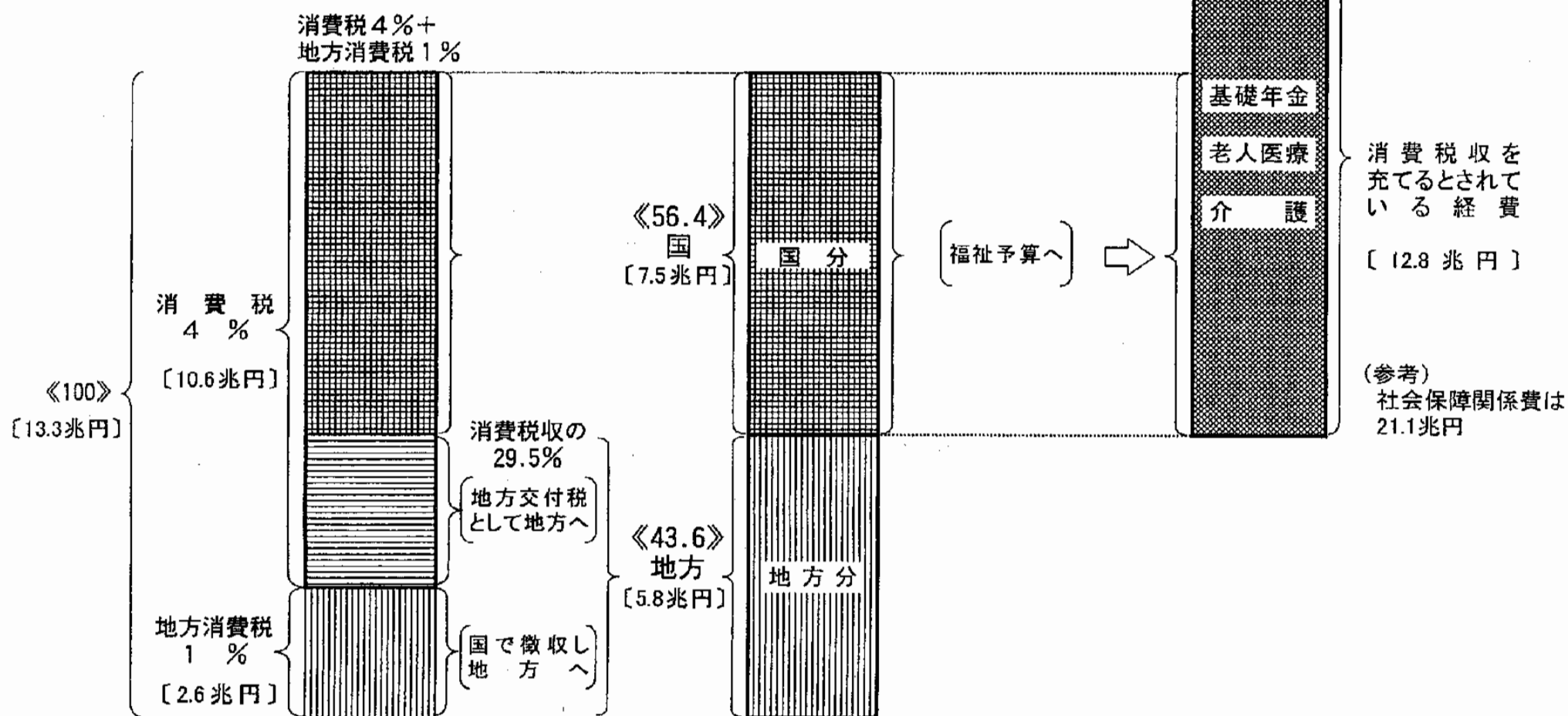


平成X+2年以降は「免税事業者」

消費税の使途

○ 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く)の範囲(基礎年金、老人医療、介護)を
予算総則に規定(平成11年度予算～)

(平成19年度予算)



平成 19 年 度 一 般 会 計 予 算

予 算 総 則 (抄)

(消費税の収入が充てられる経費の範囲)

第 16 条 消費税の収入が充てられる経費(地方交付税交付金を除く。)の範囲は、次に掲げるとおりとする。

所 管	組 織	項
国 会	衆 議 院 参 議 院 国 立 国 会 図 書 館	衆議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 参議院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 国立国会図書館(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
裁 判 所	裁 判 所	最高裁判所(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
会 計 検 査 院	会 計 検 査 院	会計検査院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣	内 閣 官 房 人 事 院	内閣官房(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 人事院(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
内 閣 府	内 閣 本 府 宮 内 庁 公 正 取 引 委 員 会 金 融 庁	内閣本府(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 宮内庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 公正取引委員会(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 金融庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
総 務 省	総 務 本 省	総務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
法 務 省	法 務 本 省	法務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
外 務 省	外 務 本 省	外務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
財 務 省	財 務 本 省 国 税 庁	財務本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、国家公務員共済組合連合会等助成費(基礎年金国家公務員共済組合連合会職員共済組合負担金に限る。) 税務官署(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
文 部 科 学 省	文 部 科 学 本 省	文部科学本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、私立学校助成費(基礎年金日本私立学校振興・共済事業団補助金に限る。)
厚 生 労 働 省	厚 生 労 働 本 省	厚生労働本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)、老人医療・介護保険給付諸費(臨時老人薬剤費特別給付金、介護給付費等負担金、老人医療給付費負担金及び介護給付費財政調整交付金に限る。)、国民健康保険助成費(老人保健医療費拠出金補助金、介護納付金補助金、老人保健医療費拠出金負担金、介護納付金負担金、老人保健医療費拠出金財政調整交付金及び介護納付金財政調整交付金に限る。)、社会保険国庫負担金(老人保健医療費拠出金年金特別会計へ繰入及び介護納付金年金特別会計へ繰入に限る。)、厚生年金保険国庫負担金(基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。)、国民年金国庫負担金(基礎年金年金特別会計へ繰入に限る。)
農 林 水 産 省	農 林 水 産 本 省 林 野 庁	農林水産本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 林野庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
経 済 産 業 省	経 済 産 業 本 省	経済産業本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
国 土 交 通 省	国 土 交 通 本 省	国土交通本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
環 境 省	環 境 本 省	環境本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)
防 衛 省	防 衛 本 省 防 衛 施 設 庁	防衛本省(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。) 防衛施設庁(基礎年金国家公務員共済組合負担金に限る。)

「福祉目的化」の推移

(単位：兆円)

予 算	対 象 経 費 (A)		消費税込 (B)		ス キ マ (B-A)		B/A (%)
		前予算比	(国分)	前予算比		前予算比	
平成11年度	基礎年金	4.3	—		▲ 1.5		83.1
	老人医療	3.9	—				
	介 護	0.6	—				
	合 計	8.8	—				
平成12年度	基礎年金	4.5	103.6		▲ 2.1		76.9
	老人医療	3.3	79.4				
	介 護	1.3	89.7				
	合 計	9.0	91.4	95.0		81.3	
平成13年度	基礎年金	4.7	103.9		▲ 2.4		74.6
	老人医療	3.5	106.5				
	介 護	1.4	110.9				
	合 計	9.6	105.9	102.8		116.2	
平成14年度	基礎年金	4.8	104.2		▲ 3.2		68.7
	老人医療	3.8	107.1				
	介 護	1.5	104.9				
	合 計	10.1	105.4	97.0		130.1	
平成15年度	基礎年金	5.0	103.5		▲ 3.8		64.0
	老人医療	3.9	102.3				
	介 護	1.6	106.9				
	合 計	10.4	103.6	96.6		118.9	
平成16年度	基礎年金	5.3	104.8		▲ 4.3		61.2
	老人医療	4.0	102.6				
	介 護	1.8	114.9				
	合 計	11.0	105.5	100.8		113.8	
平成17年度	基礎年金	5.8	110.0		▲ 4.6		60.9
	老人医療	4.0	101.5				
	介 護	2.0	108.9				
	合 計	11.8	106.8	106.3		107.6	
平成18年度	基礎年金	6.2	106.8		▲ 4.7		61.2
	老人医療	4.0	100.1				
	介 護	1.9	98.1				
	合 計	12.1	103.1	103.7		102.1	
平成19年度	基礎年金	6.6	106.6		▲ 5.3		58.7
	老人医療	4.2	104.5				
	介 護	1.9	101.8				
	合 計	12.8	105.2	100.8		112.1	

(注) 各年度の金額は、当初予算額である。

わが国税制の現状と課題 —— 21 世紀に向けた国民の参加と選択 ——（抄）

平成 12 年 7 月
税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

三 消費課税

4. 消費税

(3) 課税対象

⑤ 個別間接税等と消費税

フランス、ドイツ、イギリスなどの諸外国においては、ガソリンなどの炭化水素油、酒、たばこなど、製造段階などにおいて個別間接税が課税されている物品については、小売価格に原価の一部として反映されている個別間接税相当額についても、付加価値税の課税標準に含めることとされています。また、個別間接税に限らず、付加価値税を除く他の租税、関税、課徴金などに相当する額についても同様に付加価値税の課税標準に含めることとされていますが、これは、欧州理事会指令においても規定されている付加価値税共通のルールとなっています。

このような課税が行われるのは、消費支出の大きさを税負担能力の尺度としている付加価値税などの性格から、小売価格に個別間接税に相当する額が原価として反映されているか否かにかかわらず、同じ小売価格の財貨・サービスを購入する消費者には、同じだけの税負担を求めるという考え方によるものです。

わが国においても、諸外国の付加価値税と同様に、揮発油税、酒税、たばこ税などの個別間接税や関税などが課税されている物品についても、小売価格に比例した負担を求めるために、個別間接税相当額を含む価格に対して消費税が課税されています。消費支出の大きさに応じて負担を求めるという消費税の性格に鑑み、引き続き、こうした課税のあり方が維持されることが適当です。

欧州主要国における付加価値税と他の租税との関係

(2007 年 1 月現在)

EC指令	フランス	ドイツ	イギリス
課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる <u>対価を構成する全てのもの</u> であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(第 73 条)。	課税標準は、供給者が購入者等から得た又は得ることとなる <u>対価を構成する全てのもの</u> であって、かかる供給価格に直接関連する補助金が含まれる(租税一般法典 266 条 1 項 a)。	売上は対価によりこれを算定する。 <u>対価とは、供給を受ける者(購入者)が供給を得るために支出する一切のものをいう。</u> ただし付加価値税額は除かれる(付加価値税法第 10 条 1 項)。	課税標準は、課税業者の供給に対する <u>対価</u> で、付加価値税額は除かれる(付加価値税法第 19 条)。
<u>課税標準には次のものが含まれる</u>(第 78 条)。 (a)付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金 (b)供給者が購入者等に負担させる手数料、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費	<u>課税標準には、次のものが含まれる</u>(租税一般法典 267 条 I) 1. <u>付加価値税を除く租税、関税、課徴金、賦課金</u> 2. 供給者が購入者等に負担させる手数料、利子、荷作り費用、輸送費及び保険料等の、付随的経費	<u>事業者によって納税される税(個別消費税及び流通税)、公</u>の手数料及び公課は、当該支出の金額が明らかに供給を受ける者に転嫁される場合でも、<u>対価に算入される</u>(付加価値税法準則 149 条 6 項)。	<u>課税標準には、支払われた又は支払われることとなる全ての税(付加価値税を除く)、農業課徴金が含まれる</u>(付加価値税法附則 6-3)。

(参考) 日本では、商品の価格に含まれる個別間接税の上に更に消費税がかかることが「タックス・オン・タックス」と呼ばれる。しかし、外国においては、付加価値税の前身である取引高税のように取引の各段階で同じ税が二重三重に課されてしまうことを「Tax on Tax」と呼んでおり、前段階でかかった税額を控除するという現在の EC 型の付加価値税が採用されたことにより、このような問題は解消されたとされている。